

移住・定住促進

# 大垣で暮らそう

## ～大垣暮らしのオトクな制度～

少子高齢化により生産年齢人口が減少するなか、市は、定住人口の増加を図るため、大垣暮らしをする際の補助などの事業を進めています。

市外に住むご家族などに、ぜひご紹介ください。

詳しくは、市HPをご覧ください。①は高齢介護課（☎47-7424）、②・③は住宅課（☎47-8184）へ。

### ① 三世代で暮らそう！（転居費用を補助）

#### ＜三世代同居促進事業＞

高齢者の孤立化の防止や定住促進を図るため、三世代で同居を始めるときの引っ越し費用の一部を補助します。

#### ▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①高齢者（65歳以上）のみの世帯に、二世代以上の子と孫（64歳以下）が市外から転入し、三世代以上で同居する人 ※申請者は子または孫のいずれか1人
- ②三世代同居をする住宅を生活の本拠地とする人



▶補助金額…引っ越し費用の5分の4（上限8万円）

▶申請期限…転入日（住民票異動日）から6か月以内

### ② 親元近くで暮らそう！（転居費用を補助）

#### ＜子育て世代近居支援事業＞

市内出身者のUターンの促進や、子育て世帯定住者の増加を図るため、市外の子育て世帯が、親世帯の住む市内に転入するときの引っ越し費用の一部を補助します。

#### ▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①市外から転入した、中学生以下（妊娠中を含む）の子がいる人
- ②親世帯（年齢不問）が市内に1年以上継続して居住している人



▶補助金額…引っ越し費用の5分の3（上限6万円）

▶申請期限…転入日（住民票異動日）から6か月以内

※①と②の転居費用補助の重複申請はできません

### ③ 新居をかまえて子育てを！（住宅取得を支援）

#### ＜子育て世代等住宅取得支援事業＞

子育て世代の定住を促進するため、市内に新築住宅を取得した人に、金融機関などで借り入れた住宅取得費用の利子の一部を助成します。

#### ▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①市内で居住用住宅を新築、または新築の住宅・分譲マンションを購入して、その住宅に転入・転居した人（店舗等併用住宅の場合、10分の9以上が住居であること） ※申請者は住宅1戸につき1人
- ②申請期限日までに、中学生以下（妊娠中を含む）の子がいる人、または夫婦どちらか一方が40歳未満の世帯の人
- ③市税等を完納しており、①の住宅の取得資金として金融機関などから融資を受けている人



▶補助期間…3年間

▶補助金額…各年度の利子支払額（上限10万円）を年1回補助（最大30万円）

▶申請期限…対象住宅を取得した日から1年以内

人権について考える

## 同和問題（部落差別）

皆さんは、同和問題（部落差別）を知っていますか。  
同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、経済的、社会的、文化的にさまざまな差別を受ける、わが国固有の重大かつ深刻な人権問題です。

現在でも、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたりするといった差別をはじめ、インターネット上で、同和地区に関する情報を掲載したりするような、差別を助長する書き込みがされるなどの問題が起きており、同和問題に関する差別意識は依然として解消されていません。

こうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。私たち一人ひとりが、同和問題についての誤った知識や偏見をなくし、正しく理解することで、差別や偏見のないまちにしましょう。

詳しくは、人権擁護推進室（☎47-8576）へ。



### 中小企業の設備投資を応援します！

#### 償却資産に係る固定資産税の特例措置を実施

市は、中小企業の設備投資の支援措置として、償却資産に係る固定資産税を軽減する特例措置を実施しています。

設備投資を予定している中小企業や事業者などで、当制度の利用を希望される場合は、産業振興室（☎47-8609）または、課税課（☎47-8158）までお問い合わせください。

- 特例措置／対象となる設備の償却資産に係る固定資産税を3年間ゼロとする
- 対象事業者／中小企業者など（資本金額1億円以下の法人、従業員1,000人以下の個人事業主など）で、先端設備等導入計画を策定し、市の認定（労働生産性年平均3%以上向上、市計画に合致）を受けた者 ※大企業の子会社を除く
- 対象設備／商品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下表の設備 ※中古資産は除く

| 設備の種類       | 価格      | 販売開始時期 |
|-------------|---------|--------|
| 機械装置        | 160万円以上 | 10年以内  |
| 測定工具および検査工具 | 30万円以上  | 5年以内   |
| 器具備品        | 30万円以上  | 6年以内   |
| 建物附属設備      | 60万円以上  | 14年以内  |

- 適用／令和3年3月31日までに取得する設備

## はかりの定期検査

取引や証明に使用する「はかり」の定期検査が下表のとおり行われます。

該当する事業者の皆さんは、必ず検査を受けてください。なお、この検査を受けていない「はかり」を使用すると、計量法違反になります。

■持ち物／はかりと付属品、手数料（種類や大きさによって異なります。岐阜県計量検定所HPで要確認）

■問合せ／同検定所（☎058-254-8188）へ



| と き                 | と ころ                |
|---------------------|---------------------|
| 2/4(火)              | J Aにしみの墨俣支店（墨俣町墨俣）  |
| 2/5(水)              | えぼしふれあい会館（上石津町下山）   |
| 2/6(木)              | 農村環境改善センター（上石津町上原）  |
| 2/7(金)              | J Aにしみの牧田支店（上石津町牧田） |
| 2/10(月)             | J Aにしみの赤坂支店（草道島町）   |
| 2/12(水)             | J Aにしみの荒崎支店（長松町）    |
| 2/13(木)・14(金)・17(月) | J Aにしみの三城支店（三塚町）    |
| 2/18(火)・19(水)       | J Aにしみの洲本支店（島里）     |